第 31 期

東京都青少年問題協議会第2回総会

平成 29 年 5 月 30 日 (火)

○青少年対策担当部長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 31 期東京都青少年問題協議会第 2 回総会を開催いたします。私は、本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。座りまして、 失礼させていただきます。

本協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日ご出席していただいております委員数は、開催に当たり必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。また、本協議会は原則公開となっております。議事録についても、同様の取扱いとなりますので、ご承知ください。

それでは、会議を進めてまいりたいと存じますが、これ以降の進行は本協議会の古賀副会 長にお願いいたしたいと存じます。古賀副会長、お願いいたします。

○古賀副会長 副会長の古賀でございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

ここからは、私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、次第の2に移りたいと思います。私の方から、これまでの審議経過と答申案の概要について、簡単にご説明させていただきます。

時間の都合もございますので、早速答申のポイントについて、説明させていただきます。

本協議会は、知事から諮問を受け、児童ポルノ等の被害が深刻化する中で、特に現在喫緊の課題となっている青少年の自画撮り被害に焦点を絞り、現状と課題を整理した上で具体的な対応策について、多面的に検討を行ってまいりました。

検討に当たっては、青少年は性に関する健全な判断能力が形成途上であり、いつの時代に おいても保護者はもちろんのこと、学校や地域の大人も含め、社会全体で守っていくべき存 在であるということを前提といたしました。

なお、青少年も多様であり、その性的画像に関する価値観等も様々であることや、青少年を守るために他の者の正当な活動を不必要に制限するものになってはならないことにも十分配慮して検討を進めてまいりました。

提言といたしましては、自画撮り被害の多くがネット上の1対1のやりとりの中で行われ

ている実態がありますので、対策に当たっては、まず青少年自身の性に関する健全な判断能力を育成することが重要と考えます。

加えて、青少年の判断能力が未熟であることにより、その福祉が阻害されないよう保護者、 学校、地域社会等の大人の知識・技能を向上させることも重要でありますので、普及・啓発 等をさらに充実させる必要があります。

なお、普及・啓発に当たっては、青少年に対して画像送信がもたらす将来のダメージについて十分理解させるとともに、画像を要求する行為が悪いことであり、それを断ることは悪くないことであるという意識を喚起することが重要であります。

また、技術的な対応を促進することによっても、青少年の未熟な判断能力を補完できる面もありますので、民間の取組との連携にも触れております。

さらに、現行法令では規制の及ばない、青少年の未熟な判断能力に付け込んだ悪質な勧誘 行為という、何人も青少年に対して行うべきではない行為については、条例により禁止する ことを提言いたしました。

なお、この禁止規定は、取締りにより青少年の画像提供を未然防止するほか、先ほども申 しましたとおり、青少年に対してこのような勧誘行為自体が悪いことであり、それを断るこ とは悪くないとの認識を広げる効果も期待されます。

最後に、審議においては多様な視点を取り入れるため、部外有識者から研究内容や取り組 んでいる事業など、さまざまな角度から着眼点や意見をいただき、このことをこの場をお借 りして感謝申し上げたいと思います。

そして、自画撮り被害に遭い、悩み苦しむ青少年が一人でも減るよう、都において本答申 を踏まえた取組が一刻も早く行われ、その取組が東京から全国に広がっていくことを期待し ております。

このような内容です。それでは、この答申案を本協議会の答申とすることについて、ご承 認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○古賀副会長 ご承認ありがとうございました。出席委員の過半数のご承認がありましたので、 この答申案を本協議会の答申といたしたいと思います。

それでは、ただいま本協議会において取りまとめた答申について、地方青少年問題協議会 法第2条の規定に基づき、小池知事へ報告いたしたいと思います。 ○青少年対策担当部長 小池知事、古賀副会長、手渡し場所のほうにお移りください。 それでは、古賀副会長から知事に答申をお渡しください。

(答申手交)

○青少年対策担当部長 ありがとうございました。 それでは、席にお戻りください。

○古賀副会長 それでは、次第の4に移りたいと思います。

ただいま知事に答申をお渡ししたところですけれども、知事からご挨拶をいただきたいと 思います。

小池知事、よろしくお願いいたします。

○小池知事 都知事の小池百合子でございます。

本日は、皆様お忙しいところ、青少年問題協議会第2回の総会にご出席を賜りました。誠 にありがとうございます。

今年2月の第1回の総会におきまして、「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の 健全育成について」、ということで諮問をさせていただきました。その後、大変ご熱心なご 審議を重ねていただきまして、このように早く答申をおまとめいただきました。まずもって、 委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど、古賀副会長の方から内容についてお話を伺いました。そして、強く心に残るのが、 「青少年に将来のダメージ、これをすると一生大変なんだよ」ということを理解させること、 その必要があるというその一点でございました。

ただふさぎ込む中に、同時にですね、一つの行為がいかに一生を傷つけるのかということ を教え込ませなければならないということだと思います。

大人から見ればですね、子供は「何で?」ということを、よく考えないでやってしまうんですけれども、いわゆる「自画撮り被害」も同じような話でございます。画像がインターネットで拡散すると、回収不能ということになるわけでございまして、後々そのことがずっとつきまとうという話になります。そういうことはやっぱり教えないと、ということでございます。

また、発達過程にある青少年が、そう言ってもなかなか守らない。中には、答申の中には、 これからアプリ等がますます発達をして、もしくはインターネットやスマホの機能の中に 「どういった画像を送信するか」ということを大人がまずブロックするとか、自由闊達な情 報の交換というのがスマホ等の利点なのでありましょうけれど、しかしながら、それを何と か防止するような対策が技術的にも可能なのではないか、そういった件も規定に入れていた だいております。民間技術の活用によってですね、何ができるのかということも、追求して いきたいと思います。

それから、一方でそういう子供たちが一生の重荷を背負うような行為に陥るということは、 すなわち青少年を守るべき大人が、青少年の特性に付け込んで悪質な勧誘行為を行うという、 そもそも論があるわけでございまして、ここは断じて許されるものではないと、そのように 思います。

勧誘行為というのはまさしく犯罪でありますので、そこで「要求に応じる必要はない、断ることは悪くない」、この認識を青少年の間に広げていく。そして画像を渡す前にモニターに表示してある相談窓口、こちらでございますけれども、「こたエール」などに相談してもらうということが重要でございます。

ご提言いただきました普及啓発、これに都は努めてまいります。そして、「青少年の健全な育成に関する条例」の改正等に、早急に取り組んでまいりたいと考えております。そのうち、勧誘行為の禁止につきましては、規制に対するご懸念に配慮しながら、都民の皆様からのご意見も伺いながら、議会で諮ってまいる所存でございます。

ぜひとも、都民の皆様一人ひとりが希望が持てる、そんな東京を実現するためにも、いろいろと大人が配慮をする。そして「これをやってはいい、やってはいけない」ということをキチンと伝える。技術的なものでそういったものをクリアするなどなど、ぜひとも「今日より明日がいい」ということが信じられるような東京作りにこれからも、皆様のご指導を頂きながら進めてまいりたいと思います。

それから、引き続き、付託事項の中には、「ひきこもり、ニート、非行などの社会的自立 に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」、ご審議、ご協力を頂 いているところでございますので、これからもどうぞ、引き続きご協力をお願い申し上げま して、私からの御礼とご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

- ○古賀副会長 どうもありがとうございました。それでは、ここで小池知事が退席されます。
- ○小池知事 恐縮です。ありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございます。古賀 副会長、ありがとうございました。委員の先生方もありがとうございました。

(知事退室)

○古賀副会長 それでは、ただいま無事に答申を知事にお渡しすることができました。皆様の ご努力に改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

ここで、児童健全育成部会の木村部会長の方からご挨拶がございますので、よろしくお願いいたします。

○木村委員 ご紹介いただきました、木村でございます。では一言だけ、ご挨拶させていただきます。すみません、座ってでよろしいでしょうか、失礼します。

このたびは本当に非常にタイトなスケジュールにも関わらず、委員の先生方、事務局の皆様のおかげで答申を取りまとめることができました。本当にありがとうございました。

一つ一つ挙げることはできないのですけれども、委員のメンバーの先生方お一人お一人から、それぞれのご専門の観点に沿った非常に貴重な多くのご意見、ご指摘をいただきました。 改めてお礼申し上げます。そのおかげで充実した内容の答申となったものというふうに、僭越ながら自負しております。

また、オブサーバーの皆様、さらに副会長からも非常に貴重なご指摘をいただいたことも 申し添えさせていただきます。

自画撮り被害の実態を知れば知るほど、その深刻さは質量ともに想像を超えるものであって、喫緊の課題であるということを改めて認識いたしました。副会長の先ほどのお話にもありましたけれども、東京都としてはぜひ答申の内容の実現に向けて早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

このたびは本当にありがとうございました。

○古賀副会長 木村部会長、どうもありがとうございました。

もし何かこの際ですので、他にご感想、ご意見などある方がいらっしゃいましたら、どう ぞ挙手をしていただいてお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。もし、ご意見、ご感想等なければ進めさせていただきますが、よろしいですかね。

それでは、次第の5に移りたいと思います。今後の本協議会の運営について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○青少年課長 それでは、私から本協議会の今後の運営について、説明させていただきます。 まず資料3をおめくりください。

本協議会には、本日答申いただきました事項の他にも、「ひきこもり、ニート、非行等の

社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」という審議 事項が付託されてございます。

1ページおめくりください。この資料は2月 21 日の第1回総会に付けたものと同じ資料でございます。近年の少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立の困難を有する子供・若者のもつ背景が、これまで以上に複雑化し、問題が深刻化しているということで、都では平成 27 年8月に東京都子供若者計画を策定いたしまして、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ってきたところでございます。

下段にもございますが、当本部では今年度開設した東京都若者総合相談センターにおきまして、広く若者やその家族等からの相談につきまして、ワンストップ機能を果たし、若者の就業・就学等円滑な社会生活に向けて、適切な支援機関につなぐ役割を担うこととしてございます。

既に設置しております東京都子供・若者支援協議会の支援ネットワークを活用しながら、 区市町村における支援ネットワークとも連携をすることにより、相談・対応の充実を図る予 定でございます。

このような取組状況も踏まえながら、ひきこもり、ニート、非行等の若者に対する相談支援の課題と対応について、ご審議いただければという内容の付託でございます。

資料の4をご覧ください。この付託事項につきまして、古賀委員を部会長とする若者支援部会で審議することになってございまして、本日第1回若者支援部会を開催する予定となってございます。その後複数回の専門部会での審議を重ね、おおむね平成 30 年の夏ごろに本総会にご報告させていただくというスケジュール感で進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○古賀副会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、引き続いて私から若者支援部会のほうの部会長として、一言ご挨拶申し上げた いと思います。恐縮ですが、座ったままお話しさせていただきます。

若者支援部の部会長として、副会長の古賀がやらせていただくわけですが、若者支援部会においては、先ほど知事のほうからもお話がありましたとおり、付託の事項として「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応」について、先ほどもちょっとありましたが長いタイトルで大変なんですけれど、これを

審議してまいりたいと思っております。

この支援部会では、その検討に当たって東京都における支援の状況も踏まえながら、社会的自立に困難を有する若者に対しての相談支援の課題を整理して、できるだけ具体的な対応策を検討していきたいと思っております。

私どもも、いろんな場で若い人たちからの相談を受けたりするわけですが、彼らをめぐる 環境も非常にめまぐるしく変化しております。情報化、国際化、新たな時代が訪れておりま すので、こういったような中での様々なリスクや困難、課題というのがあるんだなというふ うに感じております。

こうした若者の状況に応じて支援をしていく際に、区市町村や地域の様々な関係機関が連携することが非常に重要ではないかというふうに思っております。そうした連携についての点も踏まえながら、具体的に審議を進めて、課題が相談しやすい体制づくりに向かっていきたいと思っております。

ぜひ、皆さんのご協力よろしくお願いいたします。以上でございます。

それでは、最後に事務局の方から東京都青少年・治安対策本部の廣田本部長からご挨拶が ございますので、よろしくお願い申し上げます。

○青少年・治安対策本部長 青少年・治安対策本部長の廣田でございます。事務局から一言御 礼のご挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様方、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございま す。また先ほど答申をいただきまして、ありがとうございます。

また児童健全育成部会の皆様には、2月21日の第1回総会以降、精力的にご審議いただきまして、大変早期にご答申を頂けたということで、誠にありがとうございます。

この「自画撮り被害」への対応につきましては、私どもこの問題を認知して以降、まさに その対応は大人の責任であるという認識から、今期この第 31 期の青少年問題協議会の諮問 事項として、ご審議いただいたものでございます。

木村部会長におかれましては、円滑に議事を進行いただきまして、「自画撮り被害」が 日々深刻化する中で、早期に答申を取りまとめていただいたことについて、改めて感謝申し 上げます。また部会の皆様にも本当にありがとうございました。

私どもといたしましても、今回の答申に盛り込まれた施策、ご提案につきまして、一日で も早く実現してまいるように精いっぱい全力を尽くしてまいる所存でございます。 特に、今回は「青少年の性に関する都の責務の追加」をはじめとする青少年健全育成条例の改正についても、ご提言をいただいたわけですけれども、当本部の取組だけで青少年の健全育成を図ることは叶いませんので、関係部局や関係機関、団体等の皆様と緊密に連携して、さらに一歩踏み込んだ対応をすることで、自画撮り被害に悩み苦しむ青少年の解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、自画撮り被害と同様に社会的自立に困難を有する若者への支援は、とても重要な課題であると認識しております。引き続き付託事項といたしまして、「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する特別相談支援における課題と対応」について、若者支援部会の皆様にはご審議を賜りたいと存じます。

古賀副会長に置かれましては、大変なご負担を引き続きおかけして申しわけございませんが、若者支援部会の部会長といたしましても、引き続きご指導、ご鞭撻をいただければと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○古賀副会長 それでは、以上をもちまして本日の第2回の総会を閉会といたしたいと思いま す。本日は長い時間ありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、この後引き続き若者支援部会の方が開催されますが、当初の予定より大分早く終わってしまっておりまして、10分間の休憩でよろしいですね。そうしますとどうでしょうか。5時20分くらいから開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、休憩といたします。ありがとうございました。